

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業等協同組合法施行令 (昭和三十三年政令第四十三号) (第一条関係)	1
○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令 (昭和三十三年政令第四十五号) (第二条関係)	7

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三十二条（略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三十二条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。</p>

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法第二條第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）に関する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が財務大臣の所管に属するものであつてその行う事業として定款に定められる事業に財務大臣の所管に属する事業及び財務大臣の所管に属する事業と密接に関連する事業を含まないもの（その地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する財務大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する厚生労働大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその

組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の権限に属する事務
その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2

(略)

(権限の委任)

第三十三条 (略)

組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する農林水産大臣の権限に属する事務
その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2

前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号及び第三号において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長

（削る）

（削る）

まで、第五條の四第一項から第四項まで、第六條第一項から第三項まで、第六條の二（第三項を除く。）並びに第六條の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号から第五号までにおいて同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長

二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する経済産業大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が

二
(略)

三
(略)

四
(略)

国土交通大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する国土交通大臣の権限。その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する環境大臣の権限。その主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

五 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が金融庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第一号に定めるものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限のうち法第百十一条第二項の規定により金融庁長官に委任されたもの。その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

六 信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（全国を地区とするものを除く。）に関する

内閣総理大臣の権限のうち法第百十一条第二項の規定により
金融庁長官に委任されたもの その主たる事務所の所在地を
管轄する財務局長

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるものうちその事務所の全てが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一 法第五条の七第二項に規定する事務</p> <p>二 法第五条の十七第一項に規定する事務</p> <p>三 法第五条の二十二に規定する事務</p> <p>四 法第五条の二十三において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務</p> <p>五 法第九十五条第四項又は第百条の十一に規定する事務</p> <p>2 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるものうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会を除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一 法第九条ただし書に規定する事務</p>

-
- 二 法第十七条の二（法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する事務
 - 三 法第四十二条に規定する事務
 - 四 法第四十七条、第五十四条、第六十九条第四項又は第七十条において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務
 - 五 法第六十七条又は第六十九条第一項から第三項までに規定する事務
 - 六 法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する事務
 - 七 法第九十六条第八項又は第九十七条第二項において準用する法第九十六条第五項に規定する事務
 - 3 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるものうちその行う事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。
 - 4 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるものうちその資格事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関
-

5 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるものうちその行う事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

6 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるものうちその資格事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

7 (略)

(権限の委任)

第十二条 法に基づく主務大臣の権限であつて次に掲げるもののうちその行う事業に別表第一第三号及び第四号に掲げる業種に属する事業を含む協業組合に関するものは、その主たる事務所

するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

5 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるものうちその行う事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

6 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるものうちその資格事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

7 前各項の場合においては、法中前各項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第十二条 法に基づく主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるものうち別表第三の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任されるものとする。

の所在地を管轄する国税局長に委任されるものとする。

一〇五 (略)

(削る)

- 一 法第五条の七第二項の規定に基づく権限
 - 二 法第五条の十七第一項の規定に基づく権限
 - 三 法第五条の二十二の規定に基づく権限
 - 四 法第五条の二十三において準用する中小企業等協同組合法の規定に基づく権限
 - 五 法第九十五条第四項又は第百条の十一の規定に基づく権限
- 2| 法に基づく主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるもののうち別表第四の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任されるものとする。
- 一 法第九条ただし書の規定に基づく権限
 - 二 法第十七条の二(法第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づく権限
 - 三 法第四十二条の規定に基づく権限
 - 四 法第四十七条、第五十四条、第六十九条第四項又は第七十条において準用する中小企業等協同組合法の規定に基づく権限
 - 五 法第六十七条又は第六十九条第一項から第三項までの規定に基づく権限
 - 六 法第九十二条又は第九十三条第一項の規定に基づく権限
 - 七 法第九十六条第八項又は第九十七条第二項において準用する法第九十六条第五項の規定に基づく権限

別表第二（第十一条関係）（略）

（削る）

別表第二（第十一条、第十二条関係）（略）

別表第三（第十二条関係）

<p>一 その行う事業に別表第一第三号及び第四号に掲げる業種に属する事業を含む協業組合に関する権限</p>	<p>協業組合の主たる事務所の所在地を管轄する 国税局長</p>
<p>二 その行う事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関する権限</p>	<p>協業組合の主たる事務所の所在地を管轄する 地方整備局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法</p>
<p>三 その行う事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県</p>	<p>設置法（平成十一年法</p>

(削る)

別表第四（第十二条関係）	
一	その資格事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全
	商工組合又は商工組合連合会の主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長

の区域内にあるもの以外のものに関する権限
律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）

二	
<p>その資格事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全 国であるものを除く。） に関する権限</p>	<p>国であるものを除く。 に関する権限</p>
<p>商工組合の主たる事務所 の所在地を管轄する 地方整備局長又は地方 運輸局長</p>	